

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○江渡委員長 次に、荒井聰君。

○荒井委員 立憲民主党の衆議院議員の荒井聰です。

更田さん、御苦労さまです。本多さんの厳しい質問に誠意を持って答えていただいたというふうには私は思っています。

規制と推進を分ける。これは、アメリカの規制当局が日本に対してずっと言い続けてきたことなんでしょうね。日本の原子力政策がどうしてもすっきりいかないというのは、保安院という規制当局が経産省の中、通産省の中にあつたということが大きな障害になっているということ、それは世界各国が指摘していたのにかかわらず、日本はそこを分離できなかった。民主党政権になって、あの福島の原発事故が起きて初めて、一緒にしたんですね。

ところが、もう一つ、原子力政策を、中身を見ていきますと、地方自治体との間で、あるところは物すごく癒着しているし、あるところは非常に

火花を散らしているといったようなことが見られます。

きょう、私は、先ほど玄葉さんが質問をされていましたけれども、玄葉さんの義理のお父さんというのは福島県の知事をやられていた佐藤栄佐久さんでありますけれども、その方が、日本の原子力政策の問題について、さまざまな形で検討を深めれば深めるほど、国との間のさまざまなコンフリクトというか、そういうものが生じてきた。その経緯をこの「知事抹殺」という本の中で克明に書いています。

今度の関西電力の不祥事についても、地方自治体との間のあれは癒着といった方がいいのかも思いますが、癒着といっても、そういうものだと思いますけれども、そのほかに、この福島の佐藤栄佐久知事は、どういうわけか、何かわけのわからない事件に巻き込まれて、収賄罪で起訴され、収賄額ゼロ円というまことに不思議な裁判で知事をやめざるを得ませんでした。そのほかに、新潟の知事も、二代にわたって、何かわけのわからない事件に巻き込まれて、これもまた辞職をしている。

私は、先ほど岡本さんが汚染水について極めて的確な質問をしていたと思うんですけども、結果的に、汚染水の処理をどういう形でするに当たっても、地方自治体の全面的な信頼がなければできっこないんだと思うんですよ。

しかし、この間、特に福島においては、地方自治体、福島県との間の本当の意味の信頼関係というのは、私はできていないんじゃないかと。あれだけの事故を起こしたわけですから、それを払拭

するのはなかなか難しいと思うんですけども、しかし、その努力を電力会社及び国の方は本当に誠意を持ってしているのかということに関しては、私は疑念を抱かざるを得ないんですけども、このあたり、更田さん、どう思われますか。

○更田政府特別補佐人 特に東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業を進めること、さらに、その中でも特に廃棄物をどのように扱っていくかについて、これらに関して、御地元だけではなくて、それぞれの地方自治体との関係というのは、今後の廃炉作業が円滑に進むかどうかというのを分ける大きなポイントであるというふう

に認識しております。

○荒井委員 今コロナ対策で地方自治体の首長さんが、非常に際立った行政手腕を発揮している知事さんがかなり出てきております。国の方はいささか、がたがたしているというか、スピーディー感に乏しいのに反して地方自治体の方がよくやっているなどというふう思うところがあるんですけども、その地方自治体の方たちが、この原子力政策についても、随分、いろんなチームをつくったり、勉強会をやって技術力を高めていますよね。その人たちを巻き込んでいかないと、先ほども技術者が少なくなっているんじゃないかという話があります。それを積極的に原子力政策の中で活用していくということが必要だし、それが効果的だということに思います。

話は全然違いますけれども、私は、事故の後、子ども・被災者支援法という法律の立案に携わり

ました。これは唯一の被災者に対する支援対策の基礎になっている法案です。この法案は、二十ミリシーベルトというのを基準にして避難した方、とどまった方、そういうものを仕分けていったんですけれども、あときは、二十ミリシーベルトというのは過大過ぎる、もっと下げるべきだということのを主張したんですけれども、残念ながら、政権がかわってそのままになってしまっています。

自主避難した人たちが今どういう生活実態なのかということはずっと悉皆調査をするべきだということも復興庁に言っているんですけれども、どうもそれはできていないようなんです。

この自主避難した人たちは、生活、経済的にも相当困窮をしている、あるいは、離婚をしたとかそういうような例もあつたりして、メンタル的にも非常に厳しい状況に置かれている。

来年で十年ですから、この十年をめどにいろいろな対策がどうなったんだという評価が行われると思うんですけども、そのときに今の政府がこの十年間やってきたことは評価に値するのかわるかということが問われると思うんですけども、そこはどうでしょうか、復興庁。

〔委員長退席、伊藤（忠）委員長代理着席〕

○横山副大臣 お答えをいたします。

来年で発災から十年を迎えることになりました。今御指摘のあった避難者の実態につきましては、全国に設置をしております生活再建支援拠点によって相談対応等を通じて把握しております。生活、住宅、健康など、その相談内容は多岐にわた

るわけでありますけれども、さまざまな課題について関係機関と協力をし、解決につながるよう努めているところでございます。

御指摘のあった生活の実態の調査ということでもありますけれども、引き続き、福島県、関係団体と連携をして、避難者の実態把握や生活再建の支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○荒井委員 いや、できていないんでしょう、それをやるべきですよ。

大体一人近くいるんじゃないかと思うんですけども、その人たちの実態がどうなっているのか。これは国策で自分のふるさとを追われた人たちですよ、あるいは、ふるさとの中でも会津とかそういうところで、放射線が少ないところに避難した人たち、仮宿舎にいただけなんですよね。そういう人たちが今どういう状態になっているのかということ調べるのは、私は国の責務だと思います。

そこで、そういう人たちから国に対していろいろな不満が今積もっていますよね、東京電力が一番大きいんですけども、国に対しても不満を持っています。そういう人たちが訴訟を起こしています。今訴訟の状態というのは一体どういうふうになっていますか。これは経産省だったかな。経産省、参考人が来ておられますよね。

○片山政府参考人 お答え申し上げます。

国が被告となって係属している福島第一原発の損害賠償請求訴訟について御答弁申し上げます。思います。

係属している事件の数は合計で八十七件でございます。ただ、事件が併合され、通常は判決が一本で出されるものを一件とカウントした場合には、全体で三十四件が係属してございます。原告の数は総勢で約一万一千人の方が原告となっております。

この三十四件のうち十一件につきましては地裁の判決が出ておりまして、そのうち、国の規制権限不行使の違法性を認め、原告らの請求を一部認容した判決は七件、国の規制権限不行使は違法でないとの判示し、原告らの請求を棄却した判決は四件でございます。ただ、いずれの判決も控訴され、未確定となっております。

また、残りの二十三件については地裁で係属中ということになってございます。

○荒井委員 裁判ですから、しかも被告人は国の方ということですので、厳正な裁判を望むわけです。

しかし、私はどちらかというと、原告側の方がこの場合は非常に苦勞している、その人たちに寄り添うような、そういう対応を国はするべきだということふうに思っておりますので、そのことを申し述べたいと思います。

ところで、汚染水処理、これも汚染水の処理の話はされてきましたけれども、汚染水処理の実態について、凍土壁工法をずっと、これは経産省中心なんでしょうか、あるいは官邸が中心なのかもしれませんが、凍土壁工法で対応しているんですけども、全体としては地下水の浸入水の三分の二しか防げていない。三分の一はじゃあじゃあ入

っているんでしょね。この程度の効果ならば、ほかの土木的な効果、あるいはそういう手法を用いた方が、私は、安定しているし、結果的には安上がりだと思いますよ。凍土壁だと毎日毎日電気代がかかっているわけですから、その電気代を捻出するだけでも、あるいは凍土壁の壁をちゃんと守っていくだけでも相当なメンテナンス経費がかかると思うんですね。鉄扉で防水、鉄扉ということですか、くい打ちといいますが、そういうもので十分そのぐらいのものだったらできるんじゃないだろうか、あるいは地下ダムという工法もあります。そういう安定した工法に私は切りかえた方がいいのではないかと今思っています。

それから、ALPSの処理水ですけども、これは風評被害がいつまでもたつても私はなくならないと思いますね。それはなぜかという、政府の間、あるいは東京電力との間に本当の意味の信頼関係がつかれないからですよ。そういう状況の中で、風評被害を超えていくということはできないのではないかと。

新しい技術開発をするなり、あるいは、今の東京電力の外側に、大熊町やあるいは双葉町ですか、そこに人がまだまだ住めない土地があるわけですから、町と打合せをして、そこを買収して貯水槽を構築できるような、そういうことを考える時期なのではないだろうか。今、敷地内でもうためるところがなくなっていると言っていますけれども、それは敷地を拡大すればいいわけですよ。そういうことを考えてはどうだろうかというふうに思いますけれども、この考えはどうですか。規制庁

なのかな、それとも経産省かな。

〔伊藤（忠）委員長代理退席、委員長着席〕

○中野大臣政務官 荒井委員の御質問にお答え申し上げます。

ALPS処理水の取扱いについて御質問がございました。

多核種除去設備、いわゆるALPS等で浄化処理しました水の取扱いにつきましては、技術的な観点に加え、風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を国の小委員会で行ってきたところであります。約三年にわたる議論の末、二月十日に報告書が公表されたという状況でございます。

現在、政府として、小委員会の報告書を踏まえ、地元自治体や農林水産関係者を始めとした幅広い関係者の御意見を伺う場を開催をしております。これまで、地元関係者や経済、観光、流通に関する全国団体から貴重な御意見を伺ったところがございます。

他方、敷地が逼迫する中で汚染水が毎日発生をしていること、実際の処分には準備等に二年程度を要することを踏まえれば、いつまでも方針を決めずに先送りする時間はなくなってきているとも考えております。

今後、更に幅広い関係者から御意見を承った上で、しっかりと検討を進めまして、政府として責任を持ってALPS処理水の取扱いについて結論を出してまいります。

○荒井委員 今の回答の中でも、敷地面積を拡大するとか、あるいは外側に何かをする、そういう

考え方はほとんど経産省は持っていないということとがわかりましたけれども、私はやるべきだと思いますよ。それが一番現実的なのではないかというふうに思います。

ところで、ここからは更田委員長にまたお聞きしたいんですけども、つい先ごろ六ヶ所村の再処理工場の審査を終了いたしました。その終了した際に、航空機がぶつかっていき、B5bの審査はされたんでしょうか。

それから、経産大臣に質問をされています。これなどは今までからいえば異例中の異例のことだと思いますけれども、それだけに委員長には思いがあるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりをお聞かせください。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。まず一点目ですが、日本原燃株式会社の再処理工場の審査におきましては、航空機の落下、衝突についての審査をしております。またさらに、これに加えて航空機落下に伴う火災についても審査をしております。

それから二つ目、これは先ほども御答弁したところではありますけれども、やはり、大きなサイクル施設の審査としては初めてのものになりますので、その正当化という意味を含めて、経済産業大臣に、エネルギー基本計画のつとめているかどうかの確認をさせていただいたところでございます。

○荒井委員 これはまさしく通産省から保安院を分離した、そのことがあって初めてできた話なんだろうというふうに思いますよ。

ところで、結果的には、核燃料サイクルの是非をきょうも私どもの党の中からさまざまな方が議論を出していたんですけれども、私は、核燃料サイクルはもう限界にきている、どこかで決断を出す時期だと。本当は九年前のあの事故の後、民主党政権のときに、この核燃料サイクルをやめるべきだという意見が非常に盛り上がって、私などもその議論を主導した一人だったんですけれども、残念ながら、それはそういかなくなりました。

核燃料サイクルの核は「もんじゅ」と大間の処理施設だったんですけれども、「もんじゅ」はもう廃炉にしましたので、そうすると、この再処理工場をどうするかということ。どうするかということは、結果的にはプルトリウム量の減量をどうするかということ。今、日本はプルトリウム四十六トンですか、四十六トンで、国内に多分十トンぐらいあるんだと思うんですけれども、その十トンをどうやって減少させるのか。加えて、今動いている原発から出てくるプルトリウムをどう処理するのか。

二〇一八年に日米原子力協定が結ばれました。その日米原子力協定の中で、日本はプルトリウムを現状よりもふやさない、そういう約束をしているはず。そうすると、四十六トンのプルトリウム、現有四十六トンですから、それをふやさないということですから。しかし、六ヶ所村のこれを動かせば、更にフル活動すれば年間七トンか八トンぐらい出てくると思うんですけれども、それがどんどん出てくるということになりますので、それは処理するのはもう不可能じゃないか、既存

の十トンをMOX燃料を燃やして消費を進めていくというのが精いっぱいである。現在、プルサーマルで動かしているのは四基か五基ですよね。そのあたり全体の計画というのは一体どうなっているのか。多分、更田委員長もそのことを通産省に聞きたかったんだらうと思うんです。それについて、通産省、どうお考えですか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

今、日本が保有しておりますプルトリウムは、今御指摘いただきましたとおり、二〇一八年末時点で約四十五・七トン、約四十六トンになります。プルトリウムにつきましては、エネルギー基本計画におきまして、利用目的のないプルトリウムは持たないという原則を持っております。また、そのエネルギー基本計画の中で、保有量の削減に取り組む、こういうようなものになっているところがございます。したがって、実際今あるプルトリウムを燃やしていかなければいけないということでございます。

今御指摘いただきましたとおり、現時点で動いているプルサーマル炉は高浜原発三、四号機と玄海など四基でございます。これによって、年間二・三トン、プルトリウムを消費できることとなります。

また、今六基が原子力規制委員会の審査を受けてございます。この六基が仮にプルサーマルにできる状況になりますと、プラス三・七トンとなります。計十基で六トンの消費ができるということになるわけでございます。

一方で、現時点で事業者が持っておりますプル

サーマル利用計画というのがございまして、これは十六基から十八基のプルサーマル炉を持つていくという計画になってございまして、これが稼働しますと年間八・五トンから十トン消費ができるということになるわけでございます。

では一方で、六ヶ所がフルに稼働いたしますとどれだけのプルトリウムが出てくるかといいますと、これは、竣工してもすぐにはピークの生産はいたしません、数年たったところで六・六トンということになってくるわけでございます。

したがって、事業者の持っているプルサーマル利用計画に沿っていけば、生産されるもの以上消費をし、今あるストックも、時間をかけてということになります。消費ができるということになるわけでございます。

○荒井委員 私は、その計画自体が非常に非現実的だと思います。

まず、十六基から十八基動かすという、今そういう状況じゃないです。それから、原発の耐用年数が四十年という限定をしていますから、三十年を超えている原発はたくさんあります。あと十年ぐらいで限界に来るということを考えれば、十年間のうちにこの現在持っている四十六トンを消費するのだけでも不可能ですよ。そしてさらに、六ヶ所村の使用済み再処理工場を動かせば、そこから出てくるプルトリウムというのは余剰プルトリウムとなって、国際公約を守れないということになると思います。

先ほど、経産省の副大臣から、価格としてはもはや劣後だという話をされていますから、経済的

ではないということはおもうわかってはいるわけですよ。そうするならば、どこかで政治的な決断をする、そういう時期に来ているのではないかと思えます。これをずるずるずるずるやっていけば、担当者も、あるいはそれを担う政治家も、苦労に苦労を重ねるといふふうに思います。そのことを申し述べておきます。

ところで、この著書の中で出てくるんですけれども、一九九九年に福島第一原発において実際の事故が起きていたのを隠していたという内部告発があったというんですね。その内部告発の内容が、当時の通産省の保安院に内部告発としてなされたんだけど、そのことが適正に扱われなかったということが出てきます。結果的に、それは公になって、当時の東京電力の社長やあるいは会長まで辞職をせざるを得なかったということが出てくるんですけれども、恐らく事実だったんだろうと思うんです。

その後、そういう内部告発のような話というのはちゃんと適正に処理されているんでしょうか。この本の中では、この内部告発の中身を、保安院は、東京電力にその告発者の名前も明かして、こういうようなことがあったんだけどどうなんだというのを聞いたというんですね。それじゃ内部告発にならないですよ。内部告発というのは、日本の社会の中では、日本の文化とかか社会文化の中では、自分の組織を裏切るみたいな、そんな思いがあって、なかなかうまくいかないところもあるんですけれども、私は、しかし、内部告発がちゃんと機能していれば、いろんな組織が

健全化する大きな機能を果たすんだろうと思うんです。

その意味では、原子力村と言いますけれども、原子力の部門では、そういうものが、いろんなところで事故が起きているんですけれども、その事故が起きるときには必ず何かが起きているはずなんです。そういうことを内部告発の形でちゃんと受けとめていければ、私は相当しのげたんじゃないかと思うんです。

一番適切などいふかどうかはわかりませんが、関西電力が、あの事件が何十年も前から行われていた。それは、関係者は恐らく知っていたと思いますよ。多分、内部告発に近いようなことが通産省なりあるいは保安院に行っていたんじゃないかと思うんですけれども、そういう件に関して、最後の質問ですけれども、更田さんにお聞きしたいと思います。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

原子力規制委員会では、原子力規制委員会発足の当初から、原子力施設安全情報に係る申告制度、いわゆる内部告発を受けとめる制度を運用しております。

この制度では、事業者と雇用関係にある労働者のほかに、協力企業の労働者等も含めて広く声を受けとめることとしておりまして、また、受け付けた情報提供については、外部の有識者で構成する原子力施設安全情報申告調査委員会を設置し、その監督のもと、申告者の保護に注意を払いつつ、できるだけ早期に処理し、運用状況を公表することとしております。

現時点での運用状況は、処理中がゼロ件、処理済みが五件となっております。

また、これは仮にでありますけれども、関西電力の金品授受問題のような告発、申告があった場合には、これは、原子炉等規制法や放射性同位元素等規制法などの守備範囲とするものではありませんけれども、こういった申告があった場合は、事業を所管する省庁等に情報を提供することになるかと思えます。

○荒井委員 ありがとうございます。

本多さんの質問は非常に厳しい質問だったようなんですけれども、これからも誠意を持って質問にお答えいただくように私からもお願いして、質問を終わります。

ありがとうございます。